

2019年4月施行まで 待ったなし！！ 「働き方改革関連法案」可決・成立！



働き方改革関連法案！3つのポイント！

労働人口の減少

長時間労働の是正

労働生産性の向上

☆働き方改革って何をすれば良いの？
いつまでに何をすべきか！！

■講師 社会保険労務士 堀下 和紀
堀下社会保険労務士事務所代表
顧問200社 職員25名
慶應義塾大学商学部卒業
明治安田生命・エッカ石油を経て現職
『「人事・労務」の実務がまるごとわかる本』(日本実業出版社)
『社労士事務所に学ぶ中小企業ができる「働き方改革」』(労働新聞社)
『労務管理の基礎のキソ』(日本法令)など著書9冊



【講義内容】
企業が実践しなければいけない事は？
1. 年5日の有給休暇の取得義務
2. 労働時間の把握義務
3. 同一労働同一賃金
4. 残業時間の上限100時間？60時間？
5. 月60時間越えの残業は50%割増

■日時 ①2018年 7 月 30 日(月)
②2018年 8 月 29 日(水)
14:00~16:00(受付 13:30)
■会場 浦添市西洲2-6-6 組合会館2F
■定員 50名
■料金 3,000円(顧問先無料)

高い求人倍率、定着率を挙げたい、従業員の意識変化も感じる。
具体的に会社を変えていかなければならない。何から手を打てば？

お申込は、下記にご記入のうえ、FAXしてください。 **FAX 098-942-5529**

会社名		TEL	
-----	--	-----	--

	①7/30(月)	役職・氏名	
	②8/29(水)	役職・氏名	

※参加される日程に○をつけてください。どちらの参加も可能です。①と②は同じ内容です。
主催・問合せ：堀下社会保険労務士事務所 098-942-5528 浦添市2-6-6 (担当：社長室 平良・眞喜志・上間)